

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会登録選手規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）は、山岳競技，スポーツクライミング競技，アイスクライミング競技，山岳スキー競技等（以下「競技」という。）の健全な普及・発展を図るため，競技会に参加する競技者の登録をすることを目的とする。

(競技精神)

第2条 競技会に参加する選手は，競技を愛し，フェアプレー精神とマナーを尊重して競技の向上と発展に自ら貢献し，自己の最善を尽くさなければならない。

- 2 競技会に参加するに当たっては，競技会主催者が規定する参加規約に従わなければならない。
- 3 ドーピングについては，いかなる理由においても認めない。

第2章 登 録

(個人登録)

第3条 本協会，本協会加盟団体，公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。），公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。），日本ワールドゲームズ協会（以下「JWA」という。），国際山岳連盟（以下「UIAA」という。），国際スポーツクライミング連盟（以下「IFSC」という。），国際山岳スキー連盟（以下「ISMF」という。）が主催又は公認した競技会に出場する選手は，本協会に個人で登録（以下「個人登録」という。）をしなければならない（以下，個人登録した選手を「登録選手」という。）。

- 2 個人登録は，日本代表選手として選出を希望する選手のA選手登録（以下「A登録」という。）とそれ以外のB選手登録（以下「B登録」という。）に区分する。
- 3 国際大会に日本代表として出場する選手は，A登録をしなければならない。

(団体登録)

第4条 登録選手が所属する事業所，クラブ，ジム，サークル等の3人以上の団体は，本協会に登録（以下「団体登録」という。）することができる（以下，団体登録した団体を「登録団体」という。）。

- 2 登録団体に所属する登録選手が希望した場合，当該登録団体名を所属（本協会登録選手規程細則第5条）とすることができる。

(登録手続・登録期間)

第5条 登録の受付期間は，年間を通じて受付ける。ただし，第3条第1項に規定する大会に参加する選手は，参加大会前に個人登録する必要がある。

- 2 登録手続は，本協会ホームページから，電子（Web）登録システムの手順に従って登録（以下「Web登録」という。）する事を基本とする。ただし，諸般の事情でWeb登録できない場合は，所定の書式（登録申請書・様式第1号）に必要事項を記入し，郵送で登録することができる。
- 3 登録資格の期間は，毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。また，年度の途中で登録した場合でも登録料の減額はしない。
- 4 その余の手続については，本規程細則に定める。

第 3 章 賞金等の受領

(賞金等の受領)

第 6 条 登録選手が出場した競技会において、賞金又は出場報酬（以下「賞金等」と略称する。）が付与されたときは、賞金等を当該登録選手が受領することができる。

- 2 登録選手が第 3 条に規定する競技会に出場した場合であってもその賞金等を当該登録選手が受領することができる。ただし、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）登山専門部に所属する選手は、高体連の規程に従って、対応する。

第 4 章 肖像権

(肖像権)

第 7 条 登録選手の肖像、画像、動画、イラスト、名前、通称等（以下「肖像等」という。）に関する権利は、原則として、当該登録選手自身に帰属する。ただし、本協会は、代表ユニフォームを着用した登録選手の肖像等（以下「代表選手肖像等」という。）について、使用及び第三者への使用許可ができるものとする。

- 2 本協会は、前項ただし書きの場合を除いて、当該登録選手の事前の承諾を得て、登録選手の肖像等を使用することができる。
- 3 本協会が、本条第 1 項ただし書きに基づき、代表選手肖像等を第三者に使用許可し、対価が発生した場合には、その対価は本協会に属するものとする。

第 5 章 商業行為等

(商業行為等)

第 8 条 登録選手は自らの責任において、次の各項の商業行為その他これに関連する行為を行うことができる。ただし、これらの実施に当たっては、登録選手自身及び本協会の名誉を傷つけ又は山岳競技の健全な普及・発展を妨げる行為を行ってはならない。

- 2 登録選手に対しては、日体協又は J O C, J W A, U I A A, I F S C, I S M F が契約締結した広告その他の商業行為に協力を求められることがある。その場合、日体協又は、J O C, J W A, U I A A, I F S C, I S M F が推進する肖像権を含むマーケティングプログラムを優先することとする。登録選手が協力することになった場合、その契約に基づく報酬は、協力した登録選手に直接支払われないものとし、契約機関を通じて本協会に対して支払われた報酬については、本協会の事務手数料として当該報酬の 20 パーセントを差し引いた残金額を協力した登録選手に支払うものとする。
- 3 競技用衣服若しくは用具に対して J W A, U I A A, I F S C, I S M F, 又は本協会が許可した社名、商標、社章あるいは所属クラブ名以外の広告物を付して競技をすること。
- 4 競技の普及・発展を目的とした講習会を自ら開催すること、及び同じ目的で他者が主催する講習会に協力すること。
- 5 映画、演劇、放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行為に出演し、又は参加すること。
- 6 登録選手は、上記各号及びこれ以外の商業行為の実施に当たって、その内容に疑義があるときは、事前に本協会の承認を受け、又は助言を得るものとする。

第6章 処 分

(処 分)

- 第9条 本規程又は本規程細則、本協会倫理規程等の本協会の規程に違反した登録選手又は登録団体に対しては、ガバナンス委員会の答申を受けて、理事会の決議を経て、次の処分を科す。
- (1) 永久追放
 - (2) 無期の登録資格の停止
 - (3) 有期の登録資格の停止
 - (4) 戒告
- 2 処分の手続については別に定める。
- 3 前項の処分に対し、登録選手に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に申し立てることができる。

(復 権)

- 第10条 前条の処分を受けた選手が、再び本規程に反する恐れがないと認められるときは、ガバナンス委員会の答申を受けて、理事会の決議を経て、処分から復権させることができる。

第7章 雑 則

(指 導)

- 第11条 本協会、本協会加盟団体である都道府県山岳連盟・協会（以下「岳連」という。）及び高体連は、登録選手に本規程を周知徹底させるとともに本規程を遵守するよう指導しなければならない。

(適 用)

- 第12条 本規程に定めのない事項について、これを適用し、又は、疑義があるときは、第3条第1項に掲げる団体の関連規程を参考にし、常務理事会の議を経て決定する。

(雑 則)

- 第13条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。
- 2 本規程は、日体協及びJOCに届出するものとする。

- 第14条 本規程は、平成30年度以降の登録について適用する。

附 則

1. 本規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. 平成26年5月10日 一部改定
3. 平成29年9月3日 一部改定
4. 平成29年11月12日一部改定

登録選手規程細則

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の登録選手規程（以下「本規程」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人登録条件)

- 第2条 本規程第3条第2項に基づき個人登録は、A登録とB登録に区分する。
- 2 A登録は、日本国籍を有すること、他国の国内統括団体に登録していないこと、及び登録年の前年度中に本協会が開催する倫理研修及びアンチ・ドーピング研修を受講することを要件とする。
 - 3 A登録は、Web登録による。
 - 4 B登録は、Web登録、岳連又は高体連を介する登録による。
 - 5 登録選手は、第2項にかかわらず、本協会が開催する研修会に参加するよう努めなければならない。

(団体登録条件)

- 第3条 本規程第4条第1項で規定する団体登録ができる団体は、1名以上の登録選手が所属する3名以上で構成される団体とする。
- 2 団体登録は、Web登録による。

(団体登録名称)

- 第4条 団体登録の名称には、文字数14字以内及び略称は7文字以内とし、ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字（小文字・大文字）・アラビア数字に加え、「&」（アンパサンド）、「-」（ハイフン）、「・」（中点）を使用することができる。
- 2 ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るため空白（スペース）を用いることができる。
 - 3 次の名称は使用することができない。
 - (1) 個人名及び商品名
 - (2) 反社会的なもの
 - (3) 政治・宗教・主義主張に関するもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 競技運営上支障があるもの
 - (6) その他本協会が適当でないと考える名称

(所属)

第5条 登録選手は、所属する登録団体又は所属する岳連のうち、任意の一団体名を所属として本協会に登録することができる。

(個人登録料)

- 第6条 個人登録の年度登録料は以下のとおりとする。
- 2 個人登録
 - (1) A登録
5,000円
 - (2) B登録
 - ① 19歳未満 1,000円
 - ② 19歳以上 2,000円
 - 3 団体登録をした団体の所属選手も、別途、個人登録料を納めなければならない。

(団体登録料)

第7条 岳連を除く登録団体は、年度登録料として100,000円を納付しなければならない。

(本細則の変更)

第8条 この細則は、常務理事会の決議により変更することができる。

(雑則)

第9条 この細則は、平成30年度以降の登録について適用する。

附 則

この細則は、平成29年9月3日から施行する。

平成29年11月6日一部改定